

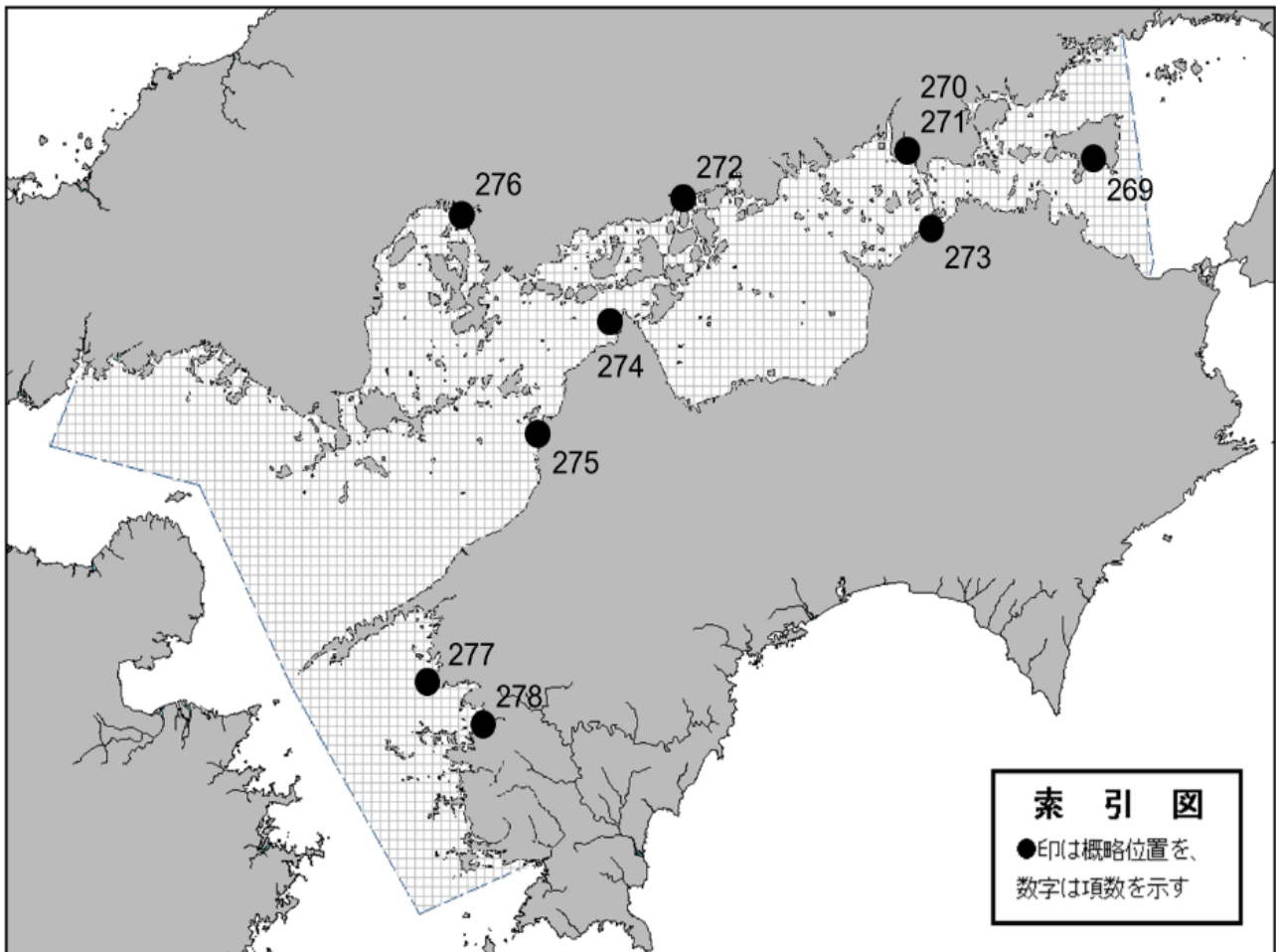


第六管区水路通報 第 27 号

令和8年7月17日

第六管区海上保安本部

- 第 269項 瀬戸内海 - 小豆島、内海港西方 花火打ち上げ
- 第 270項 瀬戸内海 - 水島港 灯浮標復旧
- 第 271項 瀬戸内海 - 水島港 灯浮標交換作業
- 第 272項 瀬戸内海 - 尾道糸崎港 航泊禁止区域設定
- 第 273項 瀬戸内海 - 備讃瀬戸及び付近 船舶通航信号所一部業務休止
- 第 274項 瀬戸内海 - 来島海峡、梶取ノ鼻 灯台消灯、仮灯設置
- 第 275項 瀬戸内海 - 松山港、第2区 航泊禁止区域設定
- 第 276項 瀬戸内海 - 広島港、第1区 航泊禁止区域設定
- 第 277項 豊後水道 - 法花津湾西方 照射灯光力低下
- 第 278項 豊後水道 - 宇和島港 花火打ち上げ



◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定例的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 水路測量公示

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、RSSにて配信しています。

○ インターネット

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/bkn.html>

○ RSS配信について

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/RSS.html>

○ 令和7年29号より六管区水路通報の様式を変更しています。

目次の各項を選択すると各項の詳細を確認することができます。

◎ 航行警報もインターネットで入手できます。

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

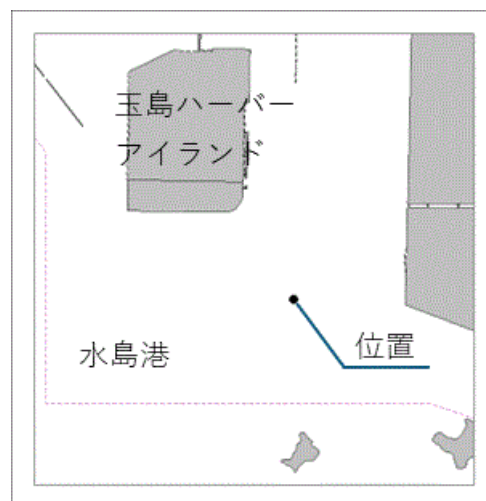
★8年269項 瀬戸内海 ― 小豆島、内海港西方 花火打ち上げ

期 間 令和8年7月20日(予備日26日)の2000～2100の内25分間
区 域 34-28-06N 134-16-51Eの地点を中心とする半径340mの円内
備 考 (1) 区域内に花火打ち上げ用の台船が設置される
(2) 区域を示す黄色灯付浮標を設置
(3) 警戒船を配置
海 図 W137A
出 所 第六管区海上保安本部



★8年270項 瀬戸内海 ― 水島港 灯浮標復旧

六管区水路通報8年26号258項削除
名 称 水島港玉島東口第1号灯浮標
位 置 34-28.7N 133-41.4E
海 図 W1127B-W1116-W153-JP153-W100A
書 誌 411 4279.5番
出 所 水島海上保安部



★8年271項 瀬戸内海 ― 水島港 灯浮標交換作業

期 間 令和8年7月27日～8月3日(予備日を含む)の日出～日没
位置1 34-30-33N 133-41-22E
位置2 34-30-21N 133-41-17E
備 考 (1) 作業は台船(スパッド式)で実施
(2) 潜水作業を伴う
(3) 警戒船を配置
海 図 W1127B
出 所 水島港長



★8年272項 瀬戸内海 ― 尾道糸崎港 航泊禁止区域設定

期 間 令和8年7月25日の1900～花火打上げ終了まで
区 域 (1)、(2)及び(3)、(4)及び(5)、(6)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
(1) 34-24-32.3N 133-12-21.2E (岸線上)
(2) 34-24-23.0N 133-12-26.7E (岸線上)
(3) 34-24-17.0N 133-12-15.3E (岸線角)
(4) 34-24-17.0N 133-12-13.8E (岸線上)
(5) 34-24-18.6N 133-12-11.9E (岸線角)
(6) 34-24-26.2N 133-12-07.8E (岸線上)
備 考 (1) 花火大会に伴い、船舶の航泊を禁止する(港長が許可した船舶を除く)
(3) 区域を示す赤色灯4基及び黄色灯付浮標2基を設置
(4) 巡視艇等が警戒する
海 図 W119-W114-W1118
出 所 尾道糸崎港長公示第1号(令和8年7月8日)



★8年273項 瀬戸内海 ― 備讃瀬戸及び付近 船舶通航信号所一部業務休止

期 間 令和8年8月5日(予備日6日)の0900～1700の内1時間
期 称 青ノ山船舶通航信号所
内 容 下津井レーダー施設のレーダー映像を使用した情報提供業務
海 図 W100A
書 誌 411 8405番
出 所 第六管区海上保安本部

★8年274項 瀬戸内海　－　来島海峡、梶取ノ鼻　　灯台消灯、仮灯設置

期間
名称
位置
備考
海図
書出

当分の間
来島梶取鼻灯台
34-07.1N　132-53.6E
仮灯(群閃白光、毎7秒に2閃光)を設置
W132-W104-W141-W1108-JP1108-W100A-W100B
411　4618番
第六管区海上保安本部



★8年275項 瀬戸内海　－　松山港、第2区　　航泊禁止区域設定

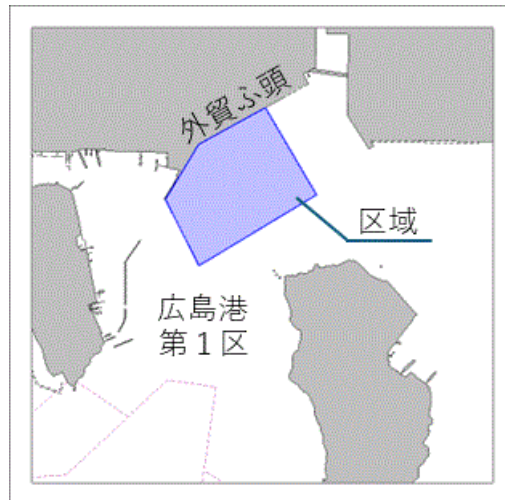
期間
区域
備考
海図
書出

令8年8月1日(予備日2日)の1930～花火大会終了まで
(1)～(4)及び(5)、(6)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
(1) 33-51-29N　132-42-30E(岸線上)
(2) 33-51-29N　132-42-11E
(3) 33-51-49N　132-42-11E
(4) 33-51-49N　132-42-26E(岸線角)
(5) 33-51-39N　132-42-39E(岸線角)
(6) 33-51-34N　132-42-37E(岸線角)
(1) 花火大会に伴い、船舶の航泊を禁止する(港長が許可した船舶を除く)
(2) 区域を示す黄色灯付浮標6基を設置
(3) 警戒船を配置
W1124
松山港長公示第1号(令和8年7月16日)



★8年276項 瀬戸内海 ― 広島港、第1区 航泊禁止区域設定

期 間 令和8年7月25日の1900～花火打上げ終了まで
 区 域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-21-19.5N 132-28-32.3E (岸線上)
 (2) 34-21-02.1N 132-28-44.6E
 (3) 34-20-48.0N 132-28-16.4E
 (4) 34-21-01.2N 132-28-08.3E (岸線角)
 備 考 (1) 花火大会に伴い、船舶の航泊を禁止する(港長が許可した船舶を除く)
 (2) 花火大会が中止の場合には、航泊禁止措置を行わない
 (3) 区域を示す白・赤点滅灯付浮標18基及び黄色灯付浮標18基を設置
 (4) 警戒船を配置
 (5) 海上保安官から指示があった場合はこれに従うこと
 海 図 W1112A
 出 所 広島港長公示第1号(令和8年7月10日)



★8年277項 豊後水道 ― 法花津湾西方 照射灯光力低下

期 間 当分の間
 名 称 大崎鼻三隻燈照射灯
 位置 33-19.2N 132-22.4E
 海 図 W138-W156-W151-JP151-W1102-JP1102-W100B
 書 出 411 5634番
 所 宇和島海上保安部



★ 8 年 2 7 8 項 豊後水道 ― 宇和島港 花火打ち上げ

期 間 令和8年7月22日(予備日9月19日)の2000～2030
区 域 33-13-32N 132-32-48Eの地点を中心とする半径250mの円内
備 考 (1) 区域内に花火打ち上げ用の台船が設置される
(2) 区域を示す黄色灯付浮標を設置
(3) 警戒船を配置
海 図 W138
出 所 宇和島海上保安部

